

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例における擁壁の構造基準については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に準拠しているところ、同法が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、擁壁等に関する内容及び構造基準が改められたため、これに合わせて規定の整備を行うもの。

【凡例】

- ・残土条例：千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- ・残土規則：千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
- ・旧法：宅地造成等規制法
- ・新法：宅地造成及び特定盛土等規制法

《改正内容》

1. 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準

残土規則別表第2第4号の規定により、擁壁を用いる場合の構造は、旧法施行令第6条から10条までの規定に適合するものとされている。新法では、崖面に擁壁を設置する際、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものと認められる場合、当該擁壁に代えて設置する施設として崖面崩壊防止施設が追加された。当該施設は、擁壁の代替施設であることから、新法にあわせて擁壁と同様に位置づけ、崖面崩壊防止施設に関する事項を残土規則の規定に追記する。

併せて、崖面崩壊防止施設を設置する際に、断面図及び背面図の提出を求めることを規定する。

《施行期日》

令和5年5月26日

（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行日）